

吉見町の新しい総合事業のご案内

吉見町地域包括支援センター TEL 53-0370

今まで（平成26年度まで）

これから（平成27年度から）

◆要介護1～5

介護保険のサービスによって生活機能の維持や改善をはかることが適当な方

◆要介護1～5

介護保険のサービスによって生活機能の維持や改善をはかることが適切な方

◆要支援1～2：要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方

訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ（デイケア）…医師の指示により利用できるサービス
福祉用具貸与

◆要支援1～2：要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方

訪問看護、訪問リハビリ・通所リハビリ（デイケア）…医師の指示により利用できるサービス
福祉用具貸与

訪問介護（ヘルパー）
通所介護（デイサービス）

◆新しい総合事業

要支援1～2および基本チェックリストで生活機能の低下のリスクがあると判定され、総合事業の利用対象者となった方（ケアプランを作成します）

- ・訪問介護（家事支援等）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・配食サービス

◆二次予防事業

介護サービスを受けるほどではないが、生活機能の低下がみられ**基本チェックリスト**で総合事業の利用対象者となった方

介護認定を受けなくてもサービスが受けられるようになります！

◆一次予防事業

町内在住の65歳以上のすべての高齢者

◆一般介護予防事業

町内に在住の
65歳以上のすべての高齢者の方

介護認定された方

基本チェックリストで
利用対象者となった方